

○内閣府令第十五号

健康増進法（平成十四年法律第百三号）を実施するため、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年三月二十九日

内閣総理大臣 菅 義偉

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>様式第一号（第三條関係） 内閣総理大臣殿 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）第3条の規定に基づき、別添の食品の安全性及び効果の資料を提出します。 （注）用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 〔削る。〕</p> | <p>様式第一号（第三條関係） 内閣総理大臣殿 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）第3条の規定に基づき、別添の食品の安全性及び効果の資料を提出します。 （注） 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 2 字は墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。</p> |

様式第八号（第十七条関係）
（表面）

8cm

12cm

| | |
|---|--------|
| <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">健康増進法第五十九条第一項の規定による立ち入り検査を行う職員 の証</p> <p style="text-align: center;">官 職 名 氏 名 生 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">発 行 年 月 日</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;">消費者庁長官</div> | 写 真 |
|---|--------|

様式第八号（第十七条関係）
（表面）

8cm

12cm

| | |
|--|--------|
| <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">健康増進法第五十九条第一項の規定による立ち入り検査を行う職員 の証</p> <p style="text-align: center;">官 職 名 氏 名 生 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">発 行 年 月 日</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;">消費者庁長官</div> <div style="border: 1px solid black; width: 15px; height: 10px; margin: 5px auto; text-align: center;">印</div> | 写 真 |
|--|--------|

(裏面)

この証明書を携帯する者は、健康増進法により立入検査を行う職権を有するもので、その関係条文は、次のとおりである。

健康増進法抜粋

(立入検査)

第五十九条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録試験機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(権限の委任)

第六十九条 (略)

2 (略)

3 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

4・5 (略)

(裏面)

この証明書を携帯する者は、健康増進法により立入検査を行う職権を有するもので、その関係条文は、次のとおりである。

健康増進法抜粋

(立入検査)

第五十九条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録試験機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(権限の委任)

第六十九条 (略)

2 (略)

3 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

4・5 (略)

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）に
より使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することが
ができる。